

電子資料の閲覧に供する端末の設定についての取り決め

- 1 電子資料の閲覧に供する端末は、Apple 社製タブレット端末 iPad9®（ソフトウェア及び周辺機器を含む。以下「iPad」という。）とする。
- 2 運用責任者は、あらかじめ iPad に即時ロックを設定し、iPad の無操作時のパスコード要求までの時間は、「5 分」とする。また、パスコードは半角英数字で 4 文字以上とする。
- 3 電子資料運用責任者（以下「運用責任者」という。）は、利用者が iPad へのアプリケーションソフトウェアのインストール及び削除について行うことができないように設定する。
- 4 iPad を貸与している独立行政法人国立病院機構 岡山医療センター受託研究審査委員会（以下「本委員会」という。）委員が、本委員会で審議をする上でインストールが必要であると判断したアプリケーションソフトウェアは、管理責任者の承認のもと、運用責任者がインストールを行う。
- 5 その他、iPad を貸与している本委員会委員から、iPad の設定等に係わる事項について提案があった場合には、管理責任者がその必要性を判断し、運用責任者が設定の変更を行う。
- 6 その他、iPad の設定について必要な事項は、必要に応じて管理責任者が定める。

附 則

本規定は令和 5 年 9 月 25 日から実施する。

令和 5 年 9 月 25 日 作成